

事務連絡
令和4年1月19日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1. 検査促進枠の対象事業の変更について

検査促進枠の対象事業について、令和3年12月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」（以下「令和3年12月20日付事務連絡」という。）2（1）により、「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」が定められているところです。

今般、令和4年1月19日付基本的対処方針によりワクチン・検査パッケージ制度を、原則として、当面適用しないこととし、対象者全員検査等を推奨するとされました。これに伴い、本事業名を「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」と改めるとともに、事業内容を以下の通り改めます。

【変更後のワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業】

各都道府県においては、無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業を令和4年3月末まで実施することとします。

2. ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の実施方法等について

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の実施に際しては、

検査の受付時に検査受検の目的を証する書類等（目的となる飲食、イベント、旅行・帰省等の概要・日付が分かるもの）の提示を求めることがあります。その他のワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の実施方法及び実施事業者がみたすべき要件等については、実施要領に定めるところによることとし、実施要領を別紙2のとおり改正いたします。

都道府県におかれでは、令和4年1月26日までに必要な手続き及び様式の変更を行っていただくようお願いします。

3. ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業実施に伴う検査促進計画の協議について

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の実施に伴い、検査促進計画の計画値の変更等が生じる場合については、検査促進計画を改めて提出するようお願いします。これに伴い、検査促進計画様式を別紙3のとおり改正いたします。

<関係資料一覧>

別紙1 PCR等検査無料化の概要（改訂版）

別紙2 実施要領

別紙3 特措法担当大臣との協議における提出様式（検査促進計画）

別紙4 検査促進枠交付金を活用した検査無料化の実施に関するQ&A（第3版）

【照会先】

(1) 検査促進枠について

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部・西中
寺井・服部・鈴木・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086

(2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田
直通 03 (5501) 1752